

訴 状

令和2年3月31日

さいたま地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	長	田	淳
同	猪	原	英和
同	武	藤	洋善
同	月	岡	朗
同	貞	松	宏輔

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり

契約締結差止等請求事件

訴訟物の価額 金 1,600,000円

貼用印紙の額 金 13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、被告が運営するポータルサイト「チケットプロモーション」のサービス利用契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込又は承諾の意思表示を行ってはいない。
- 2 被告は、その従業員らに対し、被告が前項記載の意思表示を行うための事務を行わないことを各指示せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

本件は、被告が、消費者との間で、消費者が、被告の運営するポータルサイト「チケットプロモーション」（以下「本件サイト」という。）内において、被告から提供されるサービスを利用する際に締結する契約内容を定めた利用規約（以下「本件利用規約」という。）内において、消費者契約法に違反する不当条項を利用し、又は利用するおそれがあることから、適格消費者団体である原告が、消費者契約法第12条第3項に基づき、それらの不当条項による意思表示の差し止めを求める事案である。

第2 当事者

- 1 原告は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人であり、平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づいて認定され、平成30年2月26日に認定更新された適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、大阪府吹田市に本店を置く株式会社であり、古物の売買及び委託販売、インターネットのホームページの企画、制作、管理及び運営並びにインターネットを通しての通信販売等を目的とする（甲2）。

被告は、本件サイトによりインターネット上で事業を行っており、埼玉県を含む全国に本件サイトの利用者が存在する。

なお、被告については、平成30年12月12日付で会社法第472条第1項の規定によりみなし解散されたとの登記がなされているが、令和2年3月17日時点で未だ営業を継続している。

第3 「チケットプロモーション」の概要

被告が運営する本件サイトにおいては、一般消費者がそれぞれコンサート、スポーツ観戦等のチケットの売り手と買い手となり、被告が仲介者となってチケットの取引が行われる。

具体的には、売り手、買い手及び被告間で、売り手が、その所持するチケットを本件サイトに出品し、買い手が本件サイト内でこれを購入する手続きを行い、期限までに買い手が代金を被告に送金し、売り手から買い手にチケットが送付されたことを確認した被告が売り手に対して買い手より預った代金を支払うという取引が行われており、これはいわゆるエスクローサービスの一種である。

第4 被告が本件各契約において使用する条項が、消費者契約法に違反すること

1 消費者契約法第8条違反

(1) 消費者契約法第8条第1項

被告が使用する本件利用規約（甲3）には、別紙契約目録記載の各条項（以下「本件各条項」という。）が記載されている。

しかしながら、以下、指摘するように、本件各条項のうち、本件利用規約第1条第5項、同第20条第3項及び同条第5項には、消費者契約法第8条に違反する内容が含まれている。

消費者契約法第8条第1項では、次の内容を含む条項は無効とする旨が規定されている。

すなわち、

- ① 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（同項第1号）
- ② 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する

者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項(同項第2号)

③ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項(同項第3号)

④ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者, その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項(同項第4号)

⑤ 消費者契約が有償契約である場合において, 当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には, 当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項(同項第5号)

とされる。

(2) 本件各条項の一部が消費者契約法第8条に違反すること

本件利用規約第1条第5項では、「ID及びパスワードに偽造・盗用・不正使用等の事故があった場合においても, 弊社はかかる事由により生じた損害について, 一切の責任を負わないものと致します。」旨が規定されている。同第20条第3項では「弊社は当該コンサート・イベント等を見に行く為の交通費・宿泊費のキャンセル料金や有給休暇に値する賃金及びその他付随費用は一切負担致しません。また損害賠償にも応じません。」とし, 同条第5項では「弊社は売り手の方・買い手の方が, 全前号の各号の理由等によりチケットプロモーションをご利用になられなかったとしても, 売り手の方・買い手の方に発生した損害に付きましては,

責任を負担致しません。」とする。

これらの条項はいずれも、本件サイトの利用に際して、本件サイトを利用した消費者（以下、「本件サイト利用者」という。）に何らかの損害が生じ、当該損害につき被告に帰責事由が認められる場合であっても一律に被告が本件サイト利用者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項と読める。

よって、本件利用規約第1条第5項、同第20条第3項及び同条第5項は、いずれも「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」及び「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」として、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条第3号に抵触する。

(3) したがって、本件利用規約第1条第5項、同第20条第3項及び同条第5項は、消費者契約法第8条第1項第1号及び同項第3号に違反して無効である。

2 消費者契約法第9条違反

(1) 消費者契約法第9条第1号

以下、指摘するように、本件各条項のうち、本件利用規約第4条第1項第4号、同項第5号、同条第2項第2号、同第6条第2項、同第7条第2項及び同第11条第2号には、消費者契約法第9条に違反する内容が含まれている。

消費者契約法第9条第1号では、次の内容を含む条項は無効とする旨が規定されている。

すなわち、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項におい

て設定された解除の事由，時期等の区分に応じ，当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては，当該超える部分につき無効とするとされる。

(2) 本件各条項の一部が消費者契約法第9条に違反すること

被告は，本件利用規約第4条第1項第4号，同項第5号及び同第11条第2号においては本件サイト利用者のうちチケットの出品者（売り手）に対し，一定の条件を具備した場合には送料込売価に相当する金員を請求し，本件利用規約同第4条第2項第2号，同第6条第2項及び同第7条第2項においては本件サイト利用者のうちチケットの買受希望者（買い手）に対し，当該チケットの代金額に相当する金員の「100パーセント」，即ちチケット等取引額と同額の金員を請求すると規定する。

これらの規定は，いずれも被告が本件サイト利用者に対してチケット等取引額と同額の違約金を課すことを定める内容と解される。他方で，本件サイト利用者間の取引成立時において被告が受け取るべき手数料は，売り手が負担する送料込売価の10パーセント又は800円のいずれか高い額（規約第4条第1項第1号）とされている（甲3）。

このように，被告が通常取引成約時に受領する手数料は送料込売価の10パーセント（送料込売価が8000円以下の場合は800円）であり，正規の取引において被告がチケット等取引額の100パーセントまたはこれを超える割合の金員を得られる状況は極めて例外的な場合に限定される。

消費者契約法第9条第1号にいう平均的損害とは，同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額という趣旨であり，被告に現実に生じる損害と

して、契約の種類ごとに合理的な算出根拠に基づき算定される平均値をいう。ここで、本件利用規約に定める一定の条件を具備した場合に、被告に送料込売価と同額の損害が発生するかが問題となるが、被告には取引成立時に被告が受け取るべき手数料を超える損害が生じることはおおよそ観念することができない。

よって、本件利用規約第4条第1項第4号、同項第5号、同条第2項、同第6条第2項、同第7項第2項及び同第11条第2号に定める条件を具備した場合の手数料の定めは、消費者契約法第9条第1号に抵触する。

(3) したがって、本件利用規約第4条第1項第4号、同項第5号、同条第2項第2号、同第6条第2項、同第7条第2項及び同第11条第2号のうち、被告が通常受領する手数料を超える部分は、消費者契約法第9条第1号に違反して無効である。

3 消費者契約法第10条違反

(1) 消費者契約法第10条

以下、指摘するように、本件各条項のうち、本件利用規約第4条第1項第4号、同項第5号、同条第2項第2号、同第6条第2項、同第7条第2項及び同第11条第2号は、消費者契約法第10条にも違反する内容が含まれている。

消費者契約法第10条では、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とするとされる

(2) 本件各条項の一部が消費者契約法第10条に違反すること

被告は、本件利用規約第4条第1項第4号、同項第5号、同条第2項第2号、同第6条第2項、同第7項第2項及び同第11条第2号に定める条件を具備した場合には、送料込売価又は送料込売価又は当該チケットの代金額に相当する金員の「100パーセント」、すなわち送料込み売価又はチケット代金全額に相当する金員を手数料として被告が買い手または売り手に請求すると規定する。

これらの規定は、民法第656条及び第651条に定める規定の適用による場合に比して、本件サイト利用者の解除権を著しく制限するものであるため、以下詳述する。

被告は、被告が本件サイトにおいて本件サイト利用者に提供する役務につき、「チケット売買仲介サービス」（本件利用規約第20条第2項）と称しているところ、この役務提供契約の内容は仲立委任契約に該当する。仲立委任契約は事実行為の事務処理を委託するものであることから、その法的性質は準委任契約と解され、原則として随時の解約が可能であり、本件サイト利用者が被告に不利な時期に仲立委任契約の解除をしたときであっても、被告の損害を賠償してこれを解除することができる（民法656条、651条）。

本件サイトにおける被告の役務は、本件利用規約によれば、本件サイト利用者間のチケット等取引の媒介であり、①出品者及び購入者のマッチング、②購入者からの代金預かり、③出品者からの購入者へのチケット等の引渡履行を条件としての出品者への預かり代金の支払いに細分される。例えば取引成立直後であれば、①の履行が完了しているが、②及び③の履行着手前であり、民法の規定によれば、本件サイト利用者は被告に生じた損害を賠償することで被告との間の仲立委任（準委任）契約を解除することは可能とされる。

本件サイト利用者は、被告に対して適正な損害の賠償を行ったうえ

で被告との仲立委任契約を解除する自由を有しているにもかかわらず、被告より送料込売価又はチケット代金全額（100パーセント）に相当する手数料を課されることにより、購入者からの損害賠償請求に上積みしてさらに被告に対する過大な負担を余儀なくされることから、被告に対する仲立委任契約の解除権を著しく制限されることとなる。

このように、被告の本件利用規約は消費者の解除の権利を著しく制限するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第10条に抵触する。

(3) したがって、本件利用規約第4条第1項第4号、同項第5号、同条第2項第2号、同第6条第2項、同第7条第2項及び同第11条第2号は、消費者契約法第10条に違反して無効である。

第5 関連する事実（提訴前の被告とのやり取り）

原告は、被告に対し、平成30年7月6日付で「お問合せ」と題する書面を送付し、原告として本件各条項が消費者契約法第8条、同法第9条及び同法第10条に抵触する旨を伝え、被告の見解について問い合わせをした（甲4）。

しかしながら、原告は、上記「お問合せ」に対する何らの返答をも被告から受けることがなかった。原告は、被告に対し、平成30年11月30日付で「申入書」と題する書面を送付し、被告に対して本件各条項の使用停止を求めた（甲5）。

原告は、上記「申入書」に対する何らの返答をも被告から受け取ることができなかったことから、被告に対して、令和元年8月22日付で消費者契約法第41条第1項に基づき、差止請求書を送付した。（甲6）

被告は、上記差止請求書に回答せず、本件各条項を本件サイト上に掲

載し続けて条項の変更等の対応をしない。

第6 被告が、別紙契約条項目録記載の各条項を含む消費者契約を現に行い
又は行うおそれがあること

被告は、インターネット上において、不特定多数の消費者から、本件
サイトの利用契約の申込みを受け、被告が申し込みを承諾した本件サイ
ト利用者との間の契約において、別紙契約条項目録記載の各条項を含む
本件利用規約を適用している。

そして、別紙契約条項目録記載の各条項については、第5記載のとおり
、被告は原告の問合せ及び申入れを頑なに無視している。

かかる姿勢からは、被告に、別紙契約条項目録記載の各条項を改める
意思がないことは明らかであり、被告が、各規約を含む消費者契約の申
込み又はその承諾の意思表示を現に行い、又は行うおそれがある（消費
者契約法第12条第3項）。

第7 結語

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、
被告が不特定多数の消費者との間で本件契約を締結するにあたって、別
紙契約条項目録記載の契約条項を含む意思表示を行わないこと、同条項
が記載された利用規約のインターネット上の掲載を取りやめること及び
これらを被告の従業員に対して指示することを求める。

以 上

証 拠 方 法

甲第1号証	適格消費者団体認定更新通知書
甲第2号証	履歴事項全部証明書
甲第3号証	利用規約

甲第4号証 「お問合せ」と題する書面
甲第5号証 「申入書」と題する書面
甲第6号証 「差止請求書」と題する書面

添 付 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	証拠説明書	2通
4	訴訟委任状	1通
5	資格証明書	2通
6	定款	1通
7	理事会議事録	1通

以上

当 事 者 目 録

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号

埼玉県生活協同組合連合会内
原 告 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
上記代表者理事長 池 本 誠 司

〒564-0044 大阪府吹田市南金田一丁目8番20-401号

被 告 株式会社ROOKIES
上記代表者代表取締役 飯 森 謙 太 郎

以上

代 理 人 目 録

- 〒330-0802 さいたま市大宮区宮町二丁目28番地
あじせんビル4階・6階
原告訴訟代理人弁護士 長 田 淳
- 〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波2丁目50番地1
センターフィールド熊谷ビル6階 猪原法律事務所
同 猪 原 英 和
- 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-8-2
NMビル6階 さくら総合法律事務所
同 武 藤 洋 善
- 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1
東和ビル4階 埼玉総合法律事務所（送達場所）
TEL 048-862-0355
FAX 048-866-0425
同 月 岡 朗
- 〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-40-1
PRSビル3階 C号室 一宮法律事務所
同 貞 松 宏 輔
以上

契約条項目録

利用規約

第1条 チケットプロモーションのご利用資格及びご登録情報について)

- 5 弊社では、ログイン画面に入力頂きましたID及びパスワードを弊社の記録と照合し、これらの一致を確認して取り扱った場合には、ログアウト前の一連の通信は当該ID及びパスワードを会員情報としてご登録頂きました売り手の方・買い手の方によって行われたものとみなします。この際、ID及びパスワードに偽造・盗用・不正使用等の事故があった場合においても、弊社はかかる事由により生じた損害について、一切の責任を負わないものと致します。

第4条 売り手の方及び買い手の方が負担する金額

1 売り手の方が負担する料金・費用について

- (4) 送付状況の確認が取れない発送方法（普通郵便等）にてチケットを発送した際の発送事故による紛失及び盗難等により、買い手の方へチケットが届かない際は、第11条2項に該当すると判断し送料込売価の全額をキャンセル料金として申し受けます。

- (5) 買い手の方より注文があった際に【在庫あり】としながら、他のルートでチケットを売却している事が判明した場合は、第11条2項に該当すると判断し送料込売価の全額をキャンセル料金として申し受けます。

2 買い手の方が負担する料金・費用について

- (2) 買い手の方がチケットを注文後、売り手の方より在庫ありの連絡が入った後のチケットのキャンセルは一切お受け致しておりません。万が一ご入金期限迄にご入金が無い場合第6条2項に定めるキャンセル料金を強制キャンセル料金として申し受けます。

第6条 買い手の方によるチケットのキャンセルについて

- 2 万が一、買い手の方が、売り手の方より在庫ありの連絡が入った後、ご入金期限迄にチケット代金のお支払いを頂かなかった際は、チケット確保を強制的に解除し、強制キャンセル料金と致しましてチケット代金の全額を申し受けます。

第7条 買い手の方によるチケット代金のお支払い及び所有権の移転について

- 2 ご入金期限迄のご入金間に合わない場合は、必ずご入金期限同日のPM6:00迄に、弊社まで一度ご連絡下さいませ。弊社より売り手の方にその旨の連絡を行い、売り手の方にご入金期限延長の可否の問い合わせを行います。ご連絡を頂かないまま、ご入金期限迄にご入金が無い場合は第6条第2項に定めます通り、チケット確保の解除を行い、チケット代金の全額を強制キャンセル料金として申し受けます。

第11条 ファンクラブ優先席・先行予約分等の手元に届いていないチケットの掲載について

売り手の方は、売り手の方の手元に無いチケットを掲載する場合は、下記の条件を承諾した場合のみ掲載する事が出来ます。但し、弊社の判断により掲載を削除する場合がございます。

- (2) 万が一、買い手の方へチケットを送付出来ない場合は、売価と同額のキャンセル料金を申し受けます。

第20条 弊社の役割と免責について

- 3 弊社は、売り手の方と買い手の方のチケット売買を安心・安全に

行う事の出来るシステムをご提供する立場にありますので、買い手の方から弊社にご入金頂いた後、実際に到着したチケットの内容に相違があった場合・売り手の方が他のルートに売却及び紛失してしまった際はご入金頂きました代金を全額返金する事を保証致します。但し、弊社が代替チケットの手配をする事は行っておりません。また、弊社は当該コンサート・イベント等を見に行く為の交通費・宿泊費のキャンセル料金や有給休暇に値する賃金及びその他付随費用は一切負担致しません。また損害賠償にも応じません。

- 5 弊社は売り手の方・買い手の方が、全前号の各号の理由等によりチケットプロモーションをご利用になられなかったとしても、売り手の方・買い手の方に発生した損害に付きましては、責任を負担致しません。

以上